

# DAIADEM PICKLEBALL KOBE 会員規約

## 第1条 (名称・運営会社・本部・目的)

### 1. 名称

本会は DAIADDEM PICKLEBALL KOBE (略称 DPCKOBE) と称します。  
以下、本規約において「クラブ」と表記します。

### 2. 運営会社

本クラブは株式会社 ITC が運営管理する会員制ピククルボール施設です。

### 3. 本部・事務局

本クラブの本部は神戸市長田区若松町 2-1-16 におき、事務局はクラブ内に置きます。

### 4. 目的

本クラブは、ピククルボールを通じて人や企業が集い、繋がり、交流する社交場として、会員相互の親睦と健康増進、競技力向上を図ることを目的とします。

“LIVE TO PLAY” A hub for people, A home for pickleball

## 第2条 (会員制度・区分・対象)

### 1. 会員制度

会員資格の有効期限は入会より1年間の短期会員制度とし、本人申請がない限りにおいて翌年に自動継続されます。

### 2. 会員区分名称

- Standard (スタンダード) 会員  
利用区分1区分登録のメンバー
- Plus (プラス) 会員  
利用区分2区分登録のメンバー
- Elite (エリート) 会員  
利用区分3区分登録のメンバー

-----  
Visitor (ビジター) 利用者

1~3の会員以外の未登録、休会中の方。

### 3. 利用区分名称

- DAY MEMBER  
平日 10時~18時利用可 (金~17時)
- NIGHT MEMBER  
月~木 16時~22時利用可 (祝日も可)
- HOLIDAY MEMBER  
土 (9時~21時)、日 (9時~18時)、祝日 (該当曜日の営業時間) 終日利用可

### 4. 対象

- 本規約に同意し、クラブ承認後に所定の入会手続きを完了した方
- 中学生以上の心身ともに健康な方を対象とし、20歳未満の方は保護者の同意書が必要となります。
- 各会員区分、利用区分の詳細は別途「料金表」に定めます。

## 第3条 (入会手続き)

- 所定の申込書の提出

2. 入会金、年会費、初回月会費の支払い
3. クラブ承認後、会員資格が発効します。

## 第4条 (料金・特典)

### 1. 料金

以下の料金を定めます。

入会金/年会費/月会費/サポート料/オープンプレーヤー/セッションフィー/プライベートレッスンフィー  
レンタルフィー (コート、パドル、シューズ)

料金は第2条第1項の区分により異なります。

詳細 (キャンセルポリシーを含む) は別途「料金表」に定めます。

一度納入された料金は、原則として返金いたしません。

### 2. 特典

以下の特典を設けます。

紹介特典/レンタル割引/レッスン割引/イベント割引/プロショップ特典/特別イベント優待

特典内容は会員区分により異なります。

詳細は別途「料金表」に定めます。

## 第5条 (利用時間・休館日)

### 1. 利用時間

平日 10時~22時 (金~17時) /土曜 9時~21時/日曜 9時~18時

### 2. 区分別利用時間

DAY MEMBER : 平日 10時~18時 (金~17時)

NIGHT MEMBER : 月~木 16時~22時利用可 (祝日も可)

HOLIDAY MEMBER : 土日祝の終日利用可

※大会・特別イベント開催時・悪天候・クラブ都合等は利用を制限する場合があります。

### 3. 休館日

年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

3月・6月・9月に各1日の施設管理休館日

## 第6条 (予約・利用方法)

1. すべての利用は原則として予約制とします。
2. 予約は会員本人のみが行うものとします。
3. 無断キャンセル等が継続した場合、利用制限又は除籍処分を行うことがあります。

## 第7条 (ビジター利用)

1. 会員以外の方 (以下「ビジター」といいます) の利用も可能とします。
2. ビジター利用者についても、本規約を準用します。
3. 料金の詳細は別途「料金表」に定めます。

## 第8条 (禁止事項)

以下の行為を禁止します。

1. 会員資格の他人への譲渡
2. 他の会員、スタッフへの迷惑行為
3. 営業・勧誘行為
4. 無断での指導・レッスン行為
5. 施設・備品の破損
6. 喫煙行為 (館内禁煙)

7. 別表に定める飲酒ルールを逸脱した行為  
遵守いただけない場合、除籍処分を行うことがあります。その際の返金はありません。

## 第9条（事故・怪我）

1. 利用中に発生した事故・怪我については、自己責任とします。
2. クラブは応急対応のみ行い、それ以上の責任は負いません。
3. 貴重品の管理は各自で行ってください。

## 第10条（各種届出）

各種届出の期日は、原則として前月10日（休館日の場合は前営業日）とします。

※但し、区分増に限り期日によらず受理します。

事前にディレクターにご相談の上、お手続きはフロントにて会員様ご本人の自筆署名が必要となります。

### 1. 休会

在籍中の会員が休会を希望する場合、所定の休会届を提出し、クラブの承認をもって休会とします。

休会期間は、年会費期限内で最大2か月間となります。

未納金がある場合は清算後に手続きを開始します。

### 2. 退会

休会から2か月経過すると自動退会となります。

退会すると全ての会員特典は失効となります。

未納金がある場合は清算後に手続きを開始します。

### 3. 復会

休会中の会員が復会を希望する場合、所定の復会届を提出し、クラブの承認をもって復会とします。

前回納入の年会費が期限切れの場合は、年会費をお支払いいただきます。

休会期間が2か月を超えた場合は、再入会扱いとします。

### 4. 再入会

退会中の元会員が再入会を希望する場合、所定の再入会届を提出し、クラブの承認をもって復会とします。

前回納入の年会費が期限切れの場合は、入会金と年会費をお支払いいただきます。

### 5. 会員区分変更

登録中の会員区分数の変更を希望する場合、所定の変更届を提出し、クラブの承認をもって変更とします。

## 第11条（会員資格の停止・除籍）

以下の場合、会員資格を停止または除籍することがあります。

1. 規約違反
2. 料金未納
3. クラブの信用を著しく損なう行為
4. 禁止事項に繰り返し該当する場合

その際の返金はありません。

## 第12条（会員の義務）

1. 会員は本規約の記載事項並びに本クラブの諸規則を理解し、遵守しなければなりません。
2. 会員はクラブが主催するイベント等に協力しなければなりません。
3. 会員はクラブの利用及びプレーするにあたり、エチケットやマナーを遵守する事とします。

## 第13条（規約の変更）

本規約は、クラブ運営上必要と判断した場合、事前に告知のうえ変更することがあります。

## 第14条（クラブの閉鎖）

やむを得ず特別な事情が生じ、クラブを閉鎖せざるを得なくなった場合、3か月前に全会員に告知してこれをおこなうこととします。

## 第15条（附則）

本規約は、2026年4月1日より施行します。